

質問に対する回答書2

件名 北関東自動車道 下野スマートIC舗装工事			
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1		NEXCO東日本 関東支社との災害協定に基づき、貴社管理事務所から要請が行った「除雪業務」は緊急災害復旧工事等の実績として該当するでしょうか。	当社の契約事務処理要領に定める「災害復旧方式」に基づき発注をした業務であれば緊急災害復旧工事等の実績に該当します。
2	同上	◇留意事項 2. 「災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。」と記載ありますが、2件以上の実績を提出した場合評価対象になるのでしょうか。または2件以上の実績を提出した場合は評価が無効となるのでしょうか。	災害時の協力実績は1件のみ提出をしてください。ただし、2件以上の実績を提出したことで評価が無効となることはありません。その場合は留意事項に基づき評価を行います。
3	同上	◇留意事項 4. 「NEXCO東日本への災害協力実績がある場合、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書又は承諾書、発注書又は受渡書、契約書など）を添付すること。」と記載ありますが、（除雪作業について）実際に貴社管理事務所との書類の授受は「発注書」、「完了届」、「認定書」、「支払請求書」のみです。これらの書類を提出した場合、書類不備として評価されないのでしょうか。	競争参加資格申請書 様式2 技術資料に記載した事項が証明できる書類が提出されるのであれば、書類不備となることはありません。
4	同上	災害協力実績を2件以上提出する場合、「競争参加確認申請書 様式2 技術資料」の記入欄を横のスペースに追加してもよろしいでしょうか。	災害協力実績は2件以上提出しないでください。